

2012 年 11 月

男性社員対象の社内講座 第四弾
『第四回 パパのための育児講座』
～我が家のマネープランを考える～
11 月 21 日(水)実施のご報告

森永乳業は、11 月 21 日(火)に育児相談窓口『エンゼル 110 番』^{※1}による、男性社員対象の社内講座『第四回 パパのための育児講座』を実施いたしました。

『エンゼル 110 番』は、1975 年に開設した、今年で 37 周年を迎える無料の育児相談窓口です。

2010 年 11 月に開設 35 周年を記念し、育児にどう関われば良いか迷っているパパのために、“ママの気持ちを考える”をテーマにあげた、『第一回 パパのための育児講座』を初めて実施しました。参加した社員からたいへん好評であったため、2011 年 11 月、2012 年 2 月の計 3 回、毎回ニーズに合ったテーマを選定し、『パパのための育児講座』を実施してきました。

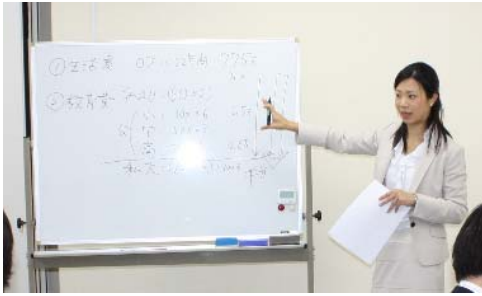
そして今回は少し視点を変え、今まで参加した社員の“経済面についてもっと知りたい”という声に応えて“我が家のマネープランを考える”をテーマに、『第四回 パパのための育児講座』を実施いたしました。

当日は、外部講師による講演「子育てのマネープラン」や、ワークショップ「我が家のマネープランを考える」、当社の育児制度の紹介を行いました。参加者からは“お金に関する漠然としたものについて、少しイメージができた”“マネープランを考え、子どもの為に・・・と思うと、がんばって働こうと思えた”という感想が寄せられ、非常に好評でした。また、今回よりママの参加も募っており、当日ママも出席したため、パパとママの意見交換ができる貴重な機会となりました。



1. 「第四回 パパのための育児講座」実施風景

① 外部講師による講演「子育て中のマネープランを考える」



子育てにかかる具体的な費用など、外部講師をお招きしてご説明いただきました。

② 社員同士のワークショップ「我が家のマネープランを考える」



※今回初めてママの参加を募りました。

マネープランは、家族構成や仕事の仕方、夫婦関係その家族が何を大切にしたいのか、どのような暮らしをしていくかということに関係してきます。講演内容を参考にして、ライフプランを考えながら、実際にシミュレーションをするワークショップを行いました。

③ 人財部による「当社の育児支援制度について」



当社の育児支援制度について、“産休、育休が利用できるが、その間の賃金はどうなるのか”、“いろいろな規定や制度があることは知っているが、自分が対象なのか分からない”といった社員に向け、人財部より説明をしました。

※写真は提供可能です。ご入用の際は広報部担当者までご連絡ください

2. 「第四回 パパのための育児講座」概要

■場 所： 森永乳業株式会社 本社別館 8 階会議室

■実施日時： 2012 年 11 月 21 日(水)

■内 容： ①外部講師による講座「子育て中のマネープランを考える」
②男性社員同士のワークショップ「我が家のマネープランを考える」
③人財部による「当社の育児支援制度について」 16:30～16:55

■対 象 者： もうすぐ赤ちゃんが生まれるプレパパから、小学校入学前の子供を持つパパ

※今回より、ママの出席も可としました。

※参加者 森永乳業男性社員 11 名、女性社員 1 名

<参考資料>

* 1 エンゼル 110 番について

1970 年代は、核家族が急増し、育児環境が大きく変化した高度成長期でした。その社会状況を背景に「子育て奮闘中のお母さんたちのお役に立ちたい」という思いから、**1975 年 5 月に、無料の育児相談窓口『エンゼル 110 番』を開設**しました。2012 年で 37 周年を迎え、お受けした電話相談は約 87 万件(2012 年 9 月時点)にのぼります。相談内容は、「何をどれだけ食べさせれば良いか」といった“食生活”や「子どもを育てる自信がない」など“相談者自身”に関してなど多岐に渡りますが、不安・悩み・疑問を抱えた方たちの話を聴き、一緒に考えることで育児の不安を取り除くことを基本姿勢としています。

1993 年 4 月からは、時代とともに変化する育児スタイルや親子関係の傾向を纏めた「エンゼル 110 番レポート」を発行し、育児する人たちを応援しています。(現在は 3 ヶ月に 1 回発行)

◇エンゼル110番 電話相談運営概要◇

電話番号 東京 03-3405-0110 大阪 06-6365-0110
電話受付時間 10:00～14:00(日曜、祝日、年末年始を除く)
相談対象 妊娠中～小学校就学前まで
相談員数 17 名(保健師、管理栄養士、心理相談員 等)
ホームページ <http://www.angel110.jp/>

主な森永乳業独自の育児支援制度について

(1)「短時間勤務制度」の導入(2006 年度)

育児または妊娠を理由に就業期間を 1 日 2 時間を限度に短縮することが可能。子どもを、保育所や学校へ送迎する時間の確保や妊娠時の通勤負担の軽減を目的とします。

(2)「育児休業者手当」の新設(2007 年度)

育児休業中の従業員に対し、6 ヶ月を上限に月額 2 万円を支給。育児休業中の所得保障を目的としています。

(3)「育児休業期間」の改正(2007 年度)

どちらか 1 人が育児休業を取得する場合でも、1 歳 6 ヶ月又は 1 歳を超えて 4 月末までの長い方を選択することができます。これは、保育所入所の際に、慣らし期間として 1 ヶ月を含めた期間を考慮し制定しています。

(4)育児休業期間の積立年次休暇取得事由の緩和(2008 年度)

育児休業として申し出た期間のうち、子の出生の翌日から 8 週間については、年次休暇の残日数にかかわらず、積立年次休暇(失効年休の積立制度)を取得することができます。積立年次休暇の保有限度は 20 日であるため、出産による慶弔休暇(2 日)と合わせて、最大 22 日間(約 1 ヶ月間)の有給での休業が可能です。

※出産当事者(女性)は、子の出生の翌日から 8 週間は産後休暇(有給)の扱いとなるため、男性社員を対象とした制度です。

(5)「不妊治療休暇」の新設(2010 年度)

不妊治療を理由とした積立年次休暇取得が可能。

(6)「子供の学校行事休暇」の新設(2011 年度)

義務教育期間中の子供の学校行事への参加を理由した積立年次休暇取得が可能。

育児休職取得者数

		2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
女性	出産(人)	8	13	12	11	19	17	31
	育児休職(人)	8	12	10	10	18	17	31
	育児休職割合(%)	100%	92%	83%	91%	95%	100%	100%
男性	育児休職(人)	1	1	0	4	1	3	5